| | | | |
|---|---|---|---|
| 近畿地方整備局 | 福井河川国道事務所 | 福井市 | （略） | （略） |
| | | | 一般国道八号、二十七号、百五十八号及び百六十一号 | 改築及び修繕工事、維持その他の管理（近畿道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。） |
| | | | 一般国道三百六十五号 | 改築工事 |
| | | | （略） | （略） |
| （略） | | | | |
| 九州地方整備局 | 熊本河川国道事務所 | 熊本市 | （略） | （略） |
| | | | 九州横断自動車道延岡線 | 新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。） |
| | | | 上天草市道坊主島下桶川線（樋島大橋） | 修繕工事（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。） |
| | | | （略） | （略） |
| （略） | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 近畿地方整備局 | 福井河川国道事務所 | 福井市 | （略） | （略） |
| | | | 一般国道八号、二十七号、百五十八号及び百六十一号 | 改築及び修繕工事、維持その他の管理（近畿道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。） |
| | | | （略） | （略） |
| （略） | | | | |
| 九州地方整備局 | 熊本河川国道事務所 | 熊本市 | （略） | （略） |
| | | | 九州横断自動車道延岡線 | 新設、改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。） |
| | | | （略） | （略） |
| （略） | | | | |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○国土交通省令第四十九号**

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （道路防災対策官、道路防災調整官、道路交通管理官及び道路保全対策官） | （道路防災対策官、道路交通管理官及び道路保全対策官） |
| **第六十条**　道路維持課に、道路防災対策官、道路防災調整官、道路交通管理官及び道路保全対策官それぞれ一人を置く。 | **第六十条**　道路維持課に、道路防災対策官、道路交通管理官及び道路保全対策官それぞれ一人を置く。 |